

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。  
なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

令和4年9月16日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 大規模小売店舗の所在地及び名称  
東大阪市瓢箪山町274番1ほか  
瓢箪山センター
- 2 大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定による公告をした日  
令和4年4月25日（令和4年大阪府告示第592号）
- 3 東大阪市の意見の概要
  - (1) 来店車両が収容台数を上回る場合は、適切に対応を図ること。
  - (2) 駐車場の出入口の数、位置、幅及び構造等について関係機関と協議すること。
  - (3) 駐車場出入口において、交通整理員を配置するなど歩行者等の安全確保に努めること及び周辺道路での迷惑駐車のないよう来店客に周知すること。
  - (4) 駐輪場の位置及び店舗入り口への動線について、来店客に周知し、安全に通行できるよう配慮すること。
  - (5) 来店車両に対する案内経路について、案内表示及びビラ等により周知すること。
  - (6) 東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例に基づく、ごみ減量推進に係る事項を遵守すること。
  - (7) 騒音・振動に係る規制基準を遵守するとともに、公害関係法令に係る届出等が必要な場合は、関係部署に相談すること。
  - (8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守すること。
  - (9) 東大阪市屋外広告物条例に該当する場合は必要な手続を行うこと。
  - (10) 大阪府自然環境保全条例に基づく届出を行うこと。
  - (11) 青少年の非行の防止に配慮すること。
- 4 意見の縦覧の期間及び場所
  - (1) 縦覧の期間  
令和4年9月16日から同年10月17日まで
  - (2) 縦覧の場所  
大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階  
大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課  
東大阪市荒本北一丁目1番1号  
東大阪市長公室広報広聴室市政情報相談課